

I 計画について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 他計画等との調和
- 5 計画の基本的な考え方
- 6 計画の推進体制
- 7 計画の進捗管理
- 8 施策の体系一覧
- 9 目標値一覧

1 計画策定の趣旨

本県では、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」（平成18年栃木県条例第39号。以下「条例」という。）に基づき、平成20(2006)年3月に「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」を策定し、現在の4期計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで）に至るまで、食の安全・安心の確保に関する各種施策を総合的かつ計画的に取り組んできたところです。

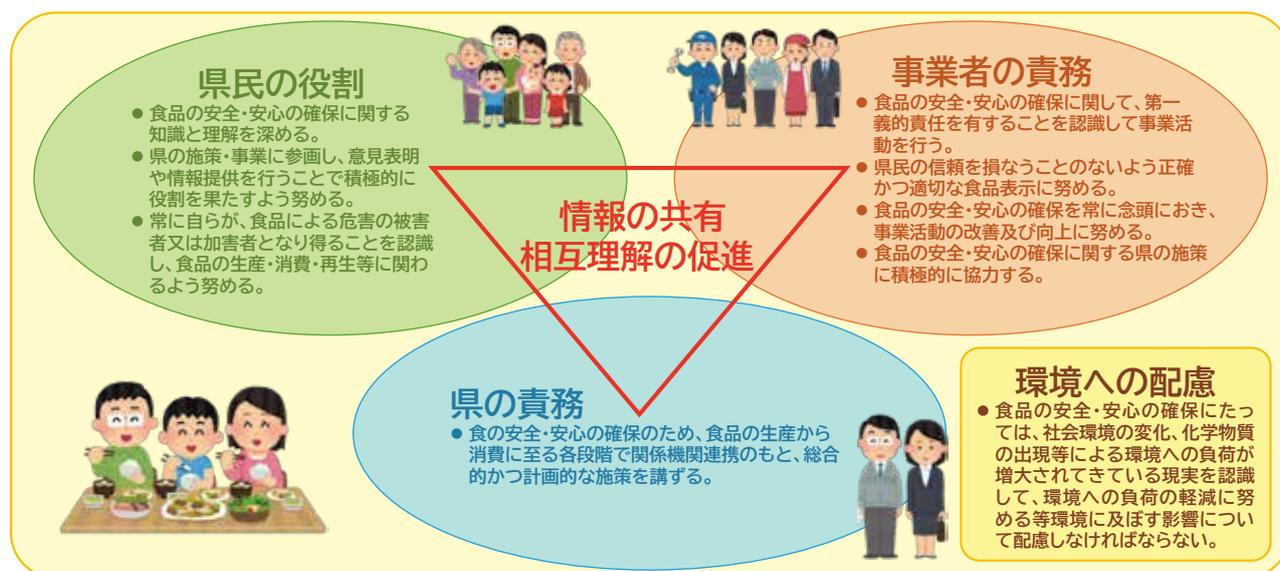
一方で、依然として食中毒等の食品に起因する健康被害に加え、食品の異物混入や不適正表示等、食に対する信頼を大きく損なう事案が後を絶たない状況であるほか、国内の食を取り巻く情勢においては、食の多様化・グローバル化や食品ロス削減への取組の強化、いわゆる「健康食品」への関心の高まり等大きく変化しております。

こうしたことから、生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保するための関連する施策の継続的な推進を基本としつつ、将来を見据えた食の安全の確保を目指し、5期計画（以下「計画」という。）を策定するものです。

○条例の基本理念（第3条）要旨 ～食の安全・安心・信頼性の確保～

1. 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、県及び事業者が必要な措置を講ずる。
2. 県、事業者及び県民が、それぞれの責務、役割を果たし、相互の信頼の下に取り組む。
3. 科学的知見に基づき、県が国及び市町と連携協力して適切な施策を講ずる。
4. 県及び事業者の積極的な情報の公開、県民との意見交換等による情報の共有化を推進し、共通認識の形成を図る。
5. 食品の生産の方法及び流通の過程において、循環型社会の視点に配慮する。

【県の責務、事業者の責務及び県民の役割の関係】



県民全体で安全・安心な食生活を支える

2 計画の位置付け

計画は、条例第8条の規定に基づき策定します。

3 計画の期間

計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、当該期間中における社会情勢の変化や制度改正等により、計画への反映が必要になった場合には、随時適切な見直しを行います。

4 他計画等との調和

食品安全行政の推進に当たっては、県の「新とちぎ未来創造プラン」をはじめ、各関係部局が所管する「栃木県農業振興計画」、「第5期栃木県食育推進計画（とちぎ食育元気プラン2030）」等と連携、調和を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画と併せて、関連する分野ごとの年度計画として「栃木県食品衛生監視指導計画」を別途策定します。

なお、計画は「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標のうち、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標12 つくる責任つかう責任」など複数の目標の達成に資する施策を展開していくものです。



SDGs：2015年9月の国連サミットで定められたSustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2030年までに解決を目指す17個の世界共通の目標のことです。

5 計画の基本的な考え方

従来の施策の継続を基本としつつ、食の安全・安心に係る情勢の変化や国の施策等を踏まえ、より一層、食の安全・安心・信頼性の確保のため、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

▶生産から販売に至る各段階における食の安全の確保

食品の安全性を確保するため、事業者による自主的な取組を推進するとともに、行政による監視指導、健康危機管理体制の強化等を図ります。

※事業者：計画においては、農畜水産物及び特用林産物の生産者及び食品の製造、加工、流通、販売等に係わる者としてします。

▶消費者の食に対する信頼性の確保

食品の安全性に対する県民の信頼を確保するため、消費者、事業者、行政等関係者間の情報共有及び相互理解の推進を図ります。

▶将来にわたる食の安全の確保

食の安全を将来にわたり継続的に確保するため、食の安全に取り組む人材の育成、調査研究の推進、さらに、生産から消費に至る各段階において、環境に配慮した持続可能な社会の実現のための事業の推進を図ります。

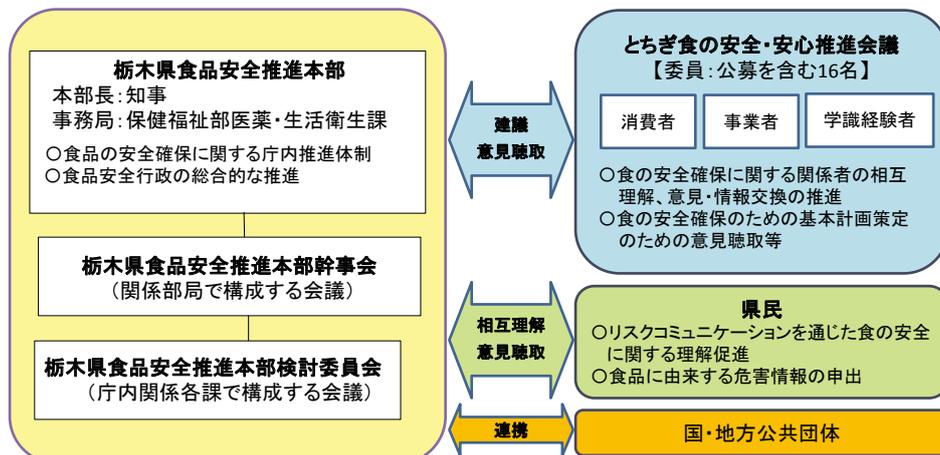
6 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「栃木県食品安全推進本部」を中心として、生産から消費に至る各段階において部局横断的に連携・協力しながら、各種施策を総合的に推進します。

また、条例に基づき、「とちぎ食の安全・安心推進会議」を設置し、計画に関する意見を聴取します。

7 計画の進捗管理

計画の進捗状況については、毎年度、各施策ごとの取組状況や指標の目標値の達成状況等を、「とちぎ食の安全・安心推進会議」に報告し、意見を伺いながら、より効果的な施策の実施に努めます。



8

施策の体系一覧

骨 子		施策の展開（個別事業）		
基本目標	施策目標			
1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保	(1)生産段階での安全確保	①安全な農産物の生産の推進	1 農薬使用に係る指導者の育成 2 GAPの実践による安全な農産物の生産促進 3 農薬の使用者及び販売者に対する指導・監視の実施 4 農産物の生産履歴の記帳とトレーサビリティの推進	
		②安全な畜産物の生産の推進	5 畜産農家の家畜生産における飼養衛生管理レベルの向上 6 牛個体識別制度の円滑な推進 7 家畜生産現場への監視・指導の強化・充実	
		③安全な水産物の生産の推進	8 養殖衛生管理の普及・指導の推進 9 水産流通適正化法の理解促進	
		④安全な特用林産物の生産の推進	10 特用林産物の放射性物質対策による安全な生産促進 11 特用林産物の生産再開への支援	
	(2)製造・加工・流通・販売段階での安全確保	①食品等事業者による衛生管理の推進	12 HACCPに沿った衛生管理の定着促進 13 研修会等を通じた自主衛生管理の促進 14 給食施設における衛生管理の徹底並びに食物アレルギー発生予防及び発生時の体制整備 15 適正な食品表示の促進	
		②食品等事業者に対する監視指導の充実	16 計画的かつ効率的な食品衛生監視指導の実施 17 計画的かつ効率的な食品表示監視指導の実施 18 いわゆる「健康食品」に対する監視指導の強化 19 食品リコール制度の周知徹底	
		(3)食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化	①食品安全行政の総合的な推進	20 総合的な食品安全行政の推進 21 食品安全管理体制の維持運営
			②健康危機管理体制・対応の強化	22 健康危機管理体制による緊急事態への迅速な対応
	2 消費者の食に対する信頼性の確保	(1)消費者、事業者、行政間の情報の共有	①事業者、行政からの情報の発信	23 消費者の学べる場の提供の推進（消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施） 24 食品安全に関する情報共有の推進 25 消費者への行政検査結果に関する情報発信の推進
			②消費者の食の安全に関する相談体制の確保	26 食の安全に関する相談体制の確保
		(2)消費者、事業者、行政間の相互理解の促進	①消費者、事業者、行政間の相互理解の促進及び支援	27 リスクコミュニケーションによる相互理解の促進 28 食に関する体験機会の拡大 29 地産地消の促進
			(1)食の安全を守る人材の育成	①専門的な知識を有する職員の資質向上
②将来に向けた、食品安全に関する理解促進及び人材の育成・支援	31 食品の安全性に関する知識習得への支援			
(2)食品の安全性を支える調査研究の推進	①安全な食品を生産、製造するための技術開発及び研究の推進	32 安全で、環境に配慮した農産物の生産に寄与する試験研究の推進 33 食品等事業者への食品安全のための技術支援 34 食品衛生に関する調査研究の推進		
	(3)持続可能な社会の実現のための事業・消費活動の推進	①環境に配慮した事業の推進	35 環境に配慮した農業の推進 36 食品ロスの削減の促進（行政、事業者の取組） 37 食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組の促進	
②環境に配慮した消費活動の推進		38 消費者の行動変容等を通じた食品ロスの削減の促進 39 食に感謝する心の醸成及び食環境づくりによる食育の推進		

* 食品等事業者：計画においては、食品の採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売に係わる者とする。
なお、食品表示法に関する項目については「食品関連事業者等」と読み替える。

9

目標値一覧

基本目標	指標名 ※(指標名の「新」「継」「変」は4期計画からの「新規」「継続」「変更」の別)	現状 R6(2024)年度	目標値 R12(2030)年度	目標値の考え方
基本目標 1 生産から販売に至る各段階における食の安全の確保				
(1) 生産段階での安全確保				
新	「農業管理指導士」の新規認定者延べ数	333人 (R2~6の延べ数)	340人 (R8~12の延べ数)	5か年の新規認定者延べ数
継	農薬使用者・農薬販売者に対する立入検査件数	207件	200件/年	農薬販売者(約1,000件)に対して概ね5年に1回巡回
新	家畜生産農場における衛生管理対策の指導	113% (指導数853件)	100%/年	栃木県飼養衛生管理指導等計画に定められた飼養衛生管理基準遵守指導数に対する達成率
変	人獣共通感染症のサーベイランスの徹底	26戸	100%/年	特定家畜伝染病防疫指針に基づく家さん飼養農場の高病原性鳥インフルエンザウイルス検査件数に対する実施率
新	家畜生産農場における薬剤耐性菌の調査	100% (サルモネラ属菌 検出農場数6件)	100%/年	人獣共通感染症の原因となるサルモネラ属菌等検出農場の薬剤感受性調査の実施率
継	養殖等経営体に対する養殖衛生管理指導	100%	100%/年	全養殖等経営体(57件)に対する指導の実施率
継	野生山菜・きのこ販売所の巡回	100%	100%/年	巡回対象の販売所(R6時点で196か所)全てを年1回以上指導
(2) 製造・加工・流通・販売段階での安全確保				
継	大規模又は広域流通食品製造事業者(HACCPに沿った衛生管理を実施する施設)への専門監視件数	22施設	20施設/年	大規模事業者等(約100施設)を対象に5年間で全施設の監視指導を実施
継	保育所等の施設指導を通じた食物アレルギー発症時の緊急対応に係わる体制整備支援	100%	100%/年	施設指導時に体制整備に係る支援を行った割合
変	学校給食関係者対象の衛生管理や食物アレルギーについての研修の実施	2回	2回以上/年	栄養教諭、学校栄養職員、給食主任等を対象に研修を実施
継	食品関係施設に対する監視指導	105% (6,474/6,160件)	100%/年	栃木県食品衛生監視指導計画等に基づく監視指導件数、検査件数の達成率
継	食品表示合同監視指導(健康増進法に基づく虚偽誇大表示の監視も同時に実施)	113% (54/48件)	100%/年	
継	食品検査の実施	103% (1,874/1,814件)	100%/年	
(3) 食の安全と信頼を支えるための体制の充実及び連携強化				
変	残留農薬一斉分析法における検査項目数の維持	311項目	300項目以上	国内及び海外で主に使用されている農薬の項目数
基本目標 2 消費者の食に対する信頼性の確保				
(1) 消費者、事業者、行政間の情報の共有				
継	食の安全に関する情報発信回数	71回	50回以上/年	週1回以上発信
(2) 消費者、事業者、行政間の相互理解の促進				
新	リスクコミュニケーションを実施するための場の設定	2回	2回以上/年	一般県民及び食に対する関心が高い世代を対象としたリスクコミュニケーションを実施するための場の設定
基本目標 3 将来にわたる食の安全の確保				
(1) 食の安全を守る人材の育成				
継	食品表示関係者会議等での事例検討会の実施	1回	1回以上/年	年度毎に相談事例や指導事例を共有することによる効果的かつ効率的な監視等の実施
継	県内小・中学校を対象とした講習会の実施市町数	11市町	5市町以上/年	宇都宮市を除く24市町を5年で実施
(3) 持続可能な社会の実現のための事業・消費活動の推進				
変	天敵農薬の使用面積	1,285ha	1,585ha	年間50ha増加